

# 環境市民厚生常任委員会

日時 令和5年4月26日(水) 午前10時00分 ~  
場所 全員協議会室

---

## 1 開 議

## 2 行政報告

### 【こども未来部】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

### 【環境先進都市推進部】

- (1) 家庭ごみ分別区分拡大開始後の状況について
- (2) (仮称) 環境政策情報発信・交流拠点施設の整備について
- (3) スポごみワールドカップ京都府予選の開催について

### 【市民生活部】

- (1) 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- (2) 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- (3) 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

### 【健康福祉部】

(1) 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について

## 3 行政視察について

## 4 その他

令和5年4月26日  
環境市民厚生常任委員会

## — 提出資料 —

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別  
給付金について

こども未来部

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）                  ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯）                  ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ                  （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者</li> <li>・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）</li> <li>・ 直近で収入が減収した世帯</li> </ul>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 <b>5万円</b></p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村                  ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10／10）                  ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要）                  ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る  
支給見込者数等

① 【ひとり親世帯分】

（支給対象者）

令和5年3月分の児童扶養手当受給者※申請不要分

（支給見込者数）

760世帯（対象児童数 1,170名）

（支給見込額）

58,500,000円

（支給日）

令和5年5月31日（水）予定

② 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

（支給対象者）

令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援  
特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を  
受給した世帯等※申請不要分

（支給見込者数）

500世帯（対象児童数 1,000名）

（支給見込額）

50,000,000円

（支給日）

令和5年5月31日（水）予定

※全額国庫負担。申請不要分について、可能な限り速やかに支給するため専決  
補正予算対応とする。

令和5年4月26日

環境市民厚生常任委員会

## — 提出資料 —

資料1 家庭ごみ分別区分拡大開始後の状況について

資料2 (仮称) 環境政策情報発信・交流拠点施設の整備  
について

資料3 スポごみワールドカップ京都府予選の開催について

環境先進都市推進部

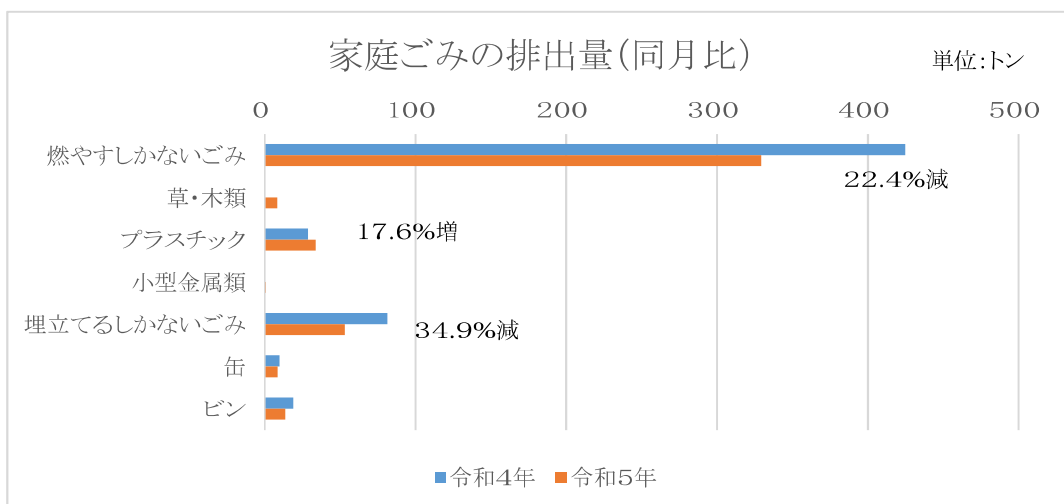
## 家庭ごみ分別区分拡大開始後の状況について

令和5年4月26日  
環境市民厚生常任委員会

## 1 分別拡大開始後の減量効果の検証(4月第2週までの比較)

単位:トン

	令和4年	令和5年	増減	増減率	
燃やすしかないごみ	425	329	-95	77.6%	新区分
草・木類	0	8	8	-	
プラスチック	29	34	5	117.6%	新区分
小型金属類	0	1	1	-	
埋立てるしかないごみ	82	53	-28	65.1%	
缶	10	9	-1	87.8%	
ビン	19	14	-5	72.9%	



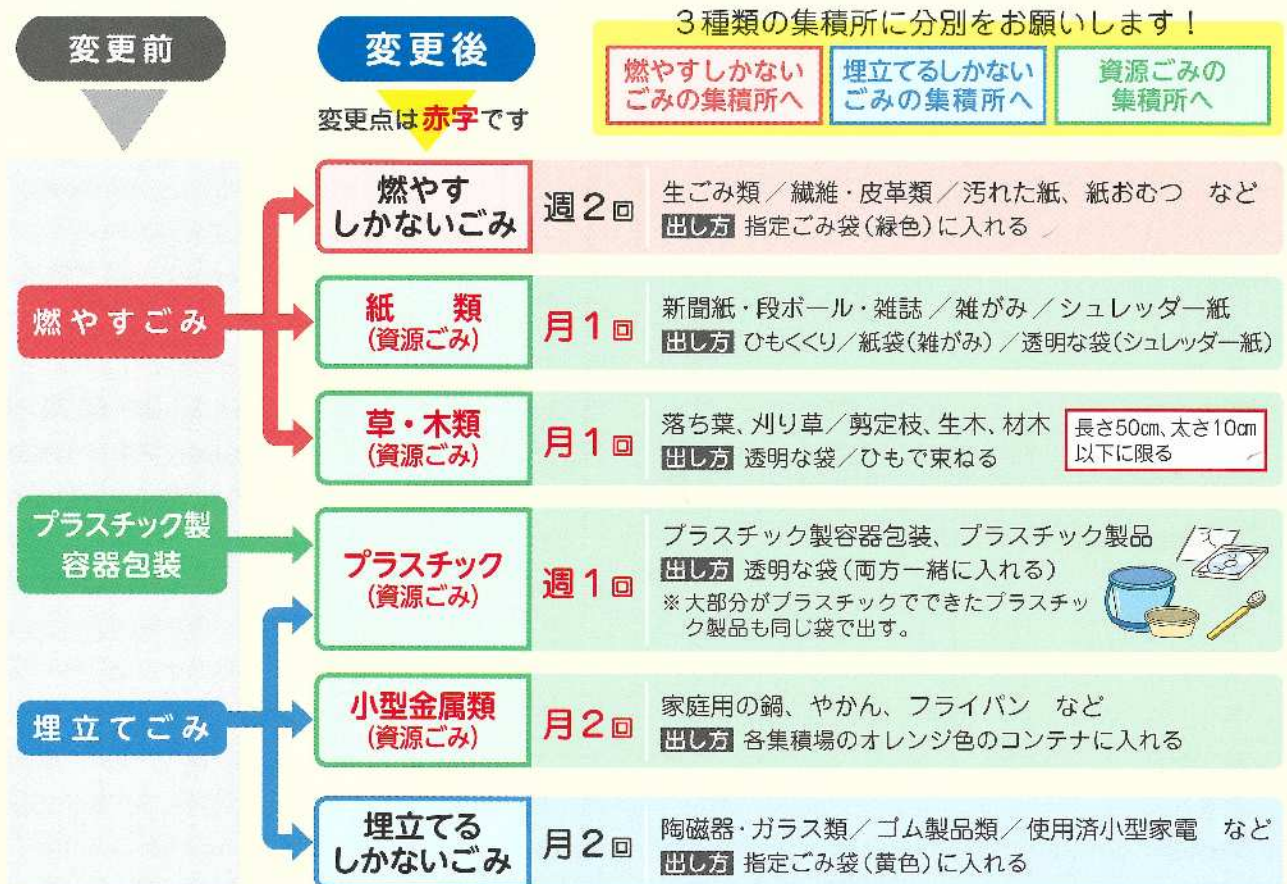
## 2 今後の対応策(案)

- (1) 収集日変更の啓発看板の掲示(集積場)
- (2) 分別の仕方の啓発看板の掲示(集積場)
- (3) 分別の仕方の啓発チラシを全世帯配布
- (4) 広報紙・SNS等による周知
- (5) 地元説明会による啓発活動
- (6) 集積場での啓発活動
- (7) その他(啓発用シールの活用(集積場))

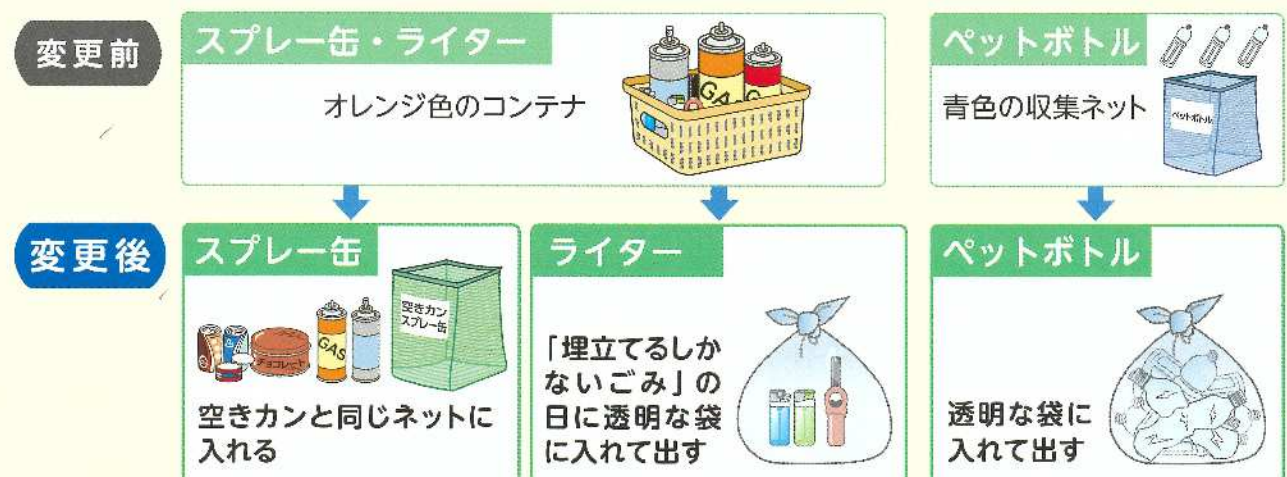
# 令和5年4月1日から 亀岡市のごみの分別が変わります！

亀岡市は将来世代に負担をかけない循環型社会の実現に向けた次なる一歩として、「**家庭ごみの分別区分拡大**」を実施いたします。分別拡大に伴い、ごみの出し方および収集方法、収集曜日も一部変更しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 分別区分拡大について



## 出し方の変更について



地域ごとの収集曜日の変更については裏面をご確認ください。

# 令和5年4月1日以降の町別収集日程一覧



変更点は赤字です

町名	燃やす しかなないごみ	埋立てる しかなないごみ 乾電池 ライター	資源ごみ				空きカン スプレー缶 空きビン 小型金属類			
			プラス チック	紙類	草・木類	ペットボトル				
旭町	火/金	第2水/第4水	月	第3水	第1水	第1金/第3金	第1木/第3木			
馬路町										
千歳町			水							
河原林町										
保津町	月/木	第1水/第3水	火	第4金	第2金	第2水/第4水	第2火/第4火			
千代川町			金	第4火	第2火	第2木/第4木	第2水/第4水			
大井町			水	第3金	第1金	第1水/第3水	第1火/第3火			
亀岡地区東部				第3水	第1水	第1金/第3金	第1木/第3木			
亀岡地区中部	水	第2水/第4水	第3水	第1水	第1金/第3金	第1木/第3木				
亀岡地区西部			第3木	第1木	第1火/第3火	第1金/第3金				
篠町Ⅰ	火/金	第1水/第3水	木	第4水	第2水	第2金/第4金	第2木/第4木			
篠町Ⅱ			月	第3火	第1火	第1木/第3木	第1水/第3水			
東つつじヶ丘			木	第4火	第2火	第2木/第4木	第2水/第4水			
西つつじヶ丘			火/金	第2水/第4水	水	第3金	第1金	第1水/第3水	第1火/第3火	
南つつじヶ丘	第2水/第4水	第4木	第2木	第2火/第4火		第2金/第4金				
東本梅町	火/金						第2水/第4水	第2木/第4木	第2火/第4火	第2金/第4金
本梅町										
宮前町										
畑野町										
吉川町	月/木	第1水/第3水	金	第4水	第2水	第2金/第4金	第2木/第4木			
稗田野町			第4金	第2金	第2水/第4水	第2火/第4火				
曾我部町			火	第3木	第1木	第1火/第3火	第1金/第3金			
東別院町			火/金	第2水/第4水	水	第3金	第1金	第1水/第3水	第1火/第3火	
西別院町	月/木	第1水/第3水	金	第3火	第1火	第1木/第3木	第1水/第3水			
亀岡駅北			水	第3水	第1水	第1金/第3金	第1木/第3木			

亀岡地区東部 三宅町、東壱町、西壱町、突抜町、横町、古世町、北古世町、上矢田町、中矢田町  
 亀岡地区中部 紺屋町、荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、下矢田町、塩屋町、柳町、本町  
 亀岡地区西部 河原町、余部町、宇津根町、常盤町、北河原町、安町  
 篠町Ⅰ 柏原(西川より西側)、浄法寺、広田1~3丁目、森  
 篠町Ⅱ 柏原(西川より東側)、王子、篠、夕日ヶ丘1~3丁目、山本、野条、見晴1~7丁目、馬堀、馬堀駅前1~2丁目

- 分別拡大に伴う市民説明会を随時実施しています。日程など詳細は右のQRコードからご確認下さい。分別拡大の詳細、説明会動画などを市ホームページで公開しています。随時更新しますので、ぜひご確認ください。
- 詳細な「ごみの分け方・出し方」のパンフレットは各自治会を通して配布しております。自治会未加入の方など、直接受取を希望される場合は市役所1階資源循環推進課窓口へお越しください。

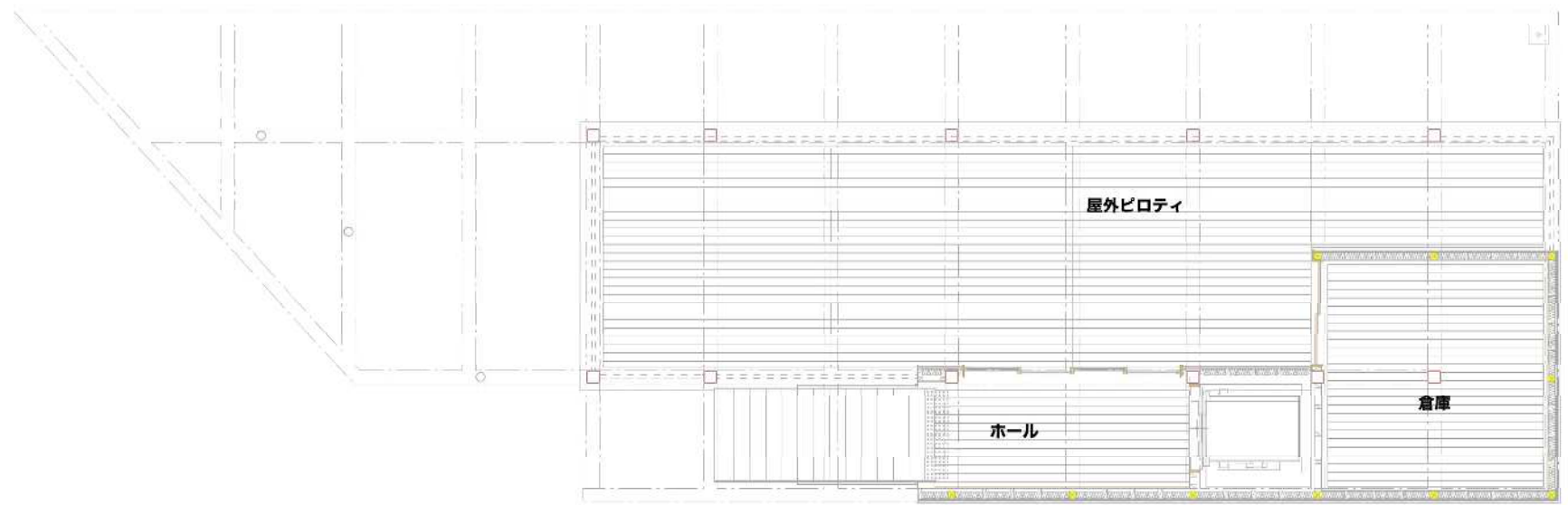


分別拡大に関する質問などは、亀岡市資源循環推進課へ  
 ☎0771-55-5305 ☎0771-22-3809  
 E-Mail : kankyo-jigyuu@city.kameoka.lg.jp

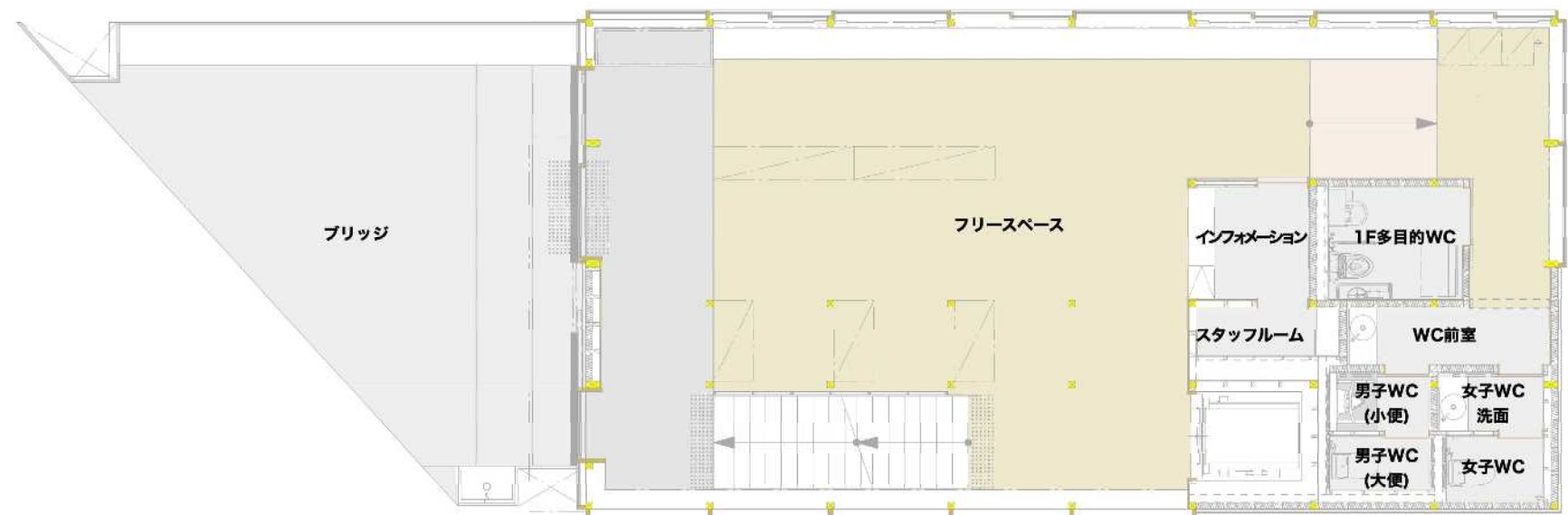
この印刷物が不要になれば「雑がみ」として  
 集団回収などに出して  
 リサイクルへ！



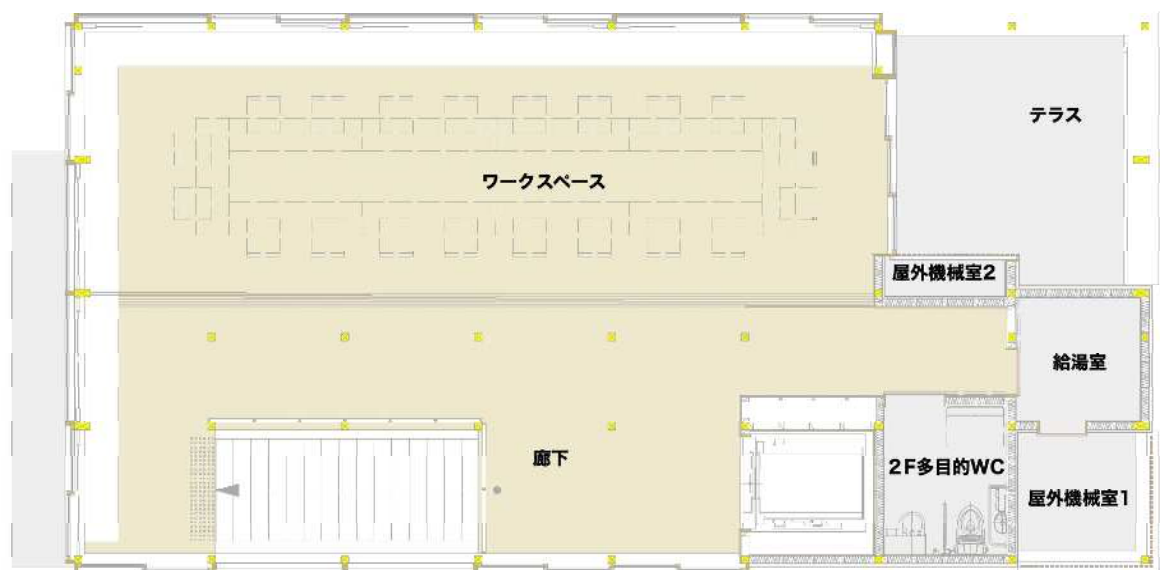




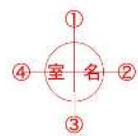
1階平面図



2階平面図



3階平面図



工事名	(仮称) 環境政策情報発信・交流拠点施設設計等業務			番	A001
図面名	展開図キープラン			縮尺	A1 : 1/50 A3 : 1/100
	課長	係長	担当	設計日	2023.03.30
亀岡市					調査







SPOGOMI WORLD CUP 2023 京都 STAGE in 亀岡の開催について

令和 5 年 4 月 26 日

環境政策課

スポ GOMI 世界大会の京都府予選を開催します。

1 スポ GOMI (ごみ) とは

企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、「スポーツ」のエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツです。予め定められたエリアで、制限時間内に、チームワークでごみを拾い、ごみの量と質でポイントを競い合うスポーツです。今大会は、3 人 1 組のチームで開催されます。

2 SPOGOMI WORLD CUP とは

令和 5 年 11 月に初開催されるスポ GOMI の世界大会です。世界 21 カ国 (予定) から世界 No.1 を決定する大会で、大会に先立ち、全国 47 都道府県において地方大会 (都道府県 STAGE) が開催されます。

3 主 催 一般社団法人 海と日本プロジェクト in 京都  
一般社団法人 ソーシャルスポーツイニシアティブ

4 開 催 日 令和 5 年 5 月 28 日 (日) 9 時～13 時 (予定)  
※予備日 : 6 月 3 日 (土)

5 開催場所 サンガスタジアム周辺 (主会場 : サンガスタジアム北広場)

6 そ の 他

- ・全国大会 (日本 STAGE) …10 月 9 日 (月・祝) 東京
- ・世界大会 (ワールドカップ) …11 月中旬 東京
- ・今大会の開催に先立ち、5 月 30 日の「かめおか環境デー」に向けた取組として、JR 各駅 (亀岡駅を除く) を中心に、早朝清掃活動を実施します。



## 環境市民厚生常任委員会資料

**【市民生活部】**

## 目次

資料 1	1
------	---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(保健医療課)

資料 2	4
------	---

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定  
について

(税務課)

資料 3	6
------	---

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民課)



事務連絡  
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）	}	御中
国民健康保険主管課（部）		
総務主管部（局）		
国民健康保険税主管課（部）		

厚生労働省保険局国民健康保険課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

1. 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （1）令和4年3月14日事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料（税）であって、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料（税）額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （3）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日付け事務連絡）又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であつて、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （1）令和4年3月14日事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であつて、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料額であつて、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

- 2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

# 地方税法等の一部を改正する法律の概要

## 1 車体課税

### ◎ 環境性能割の税率区分の見直し [①令和6年1月1日施行、②令和7年4月1日施行]

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%(乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

※ 令和5年4月～令和5年12月末： 現行の税率区分を据置き	} 具体的な税率区分 については別紙参照
令和6年1月～令和7年3月末： 1段階目の引上げ(①)	
令和7年4月～ : 2段階目の引上げ(②)	

(注) 次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度)とする。

### ◎ グリーン化特例 [令和5年4月1日施行]

- 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割▲75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。

### ◎ 燃費・排ガス不正行為への対応 [令和6年1月1日施行]

- 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行：10%)を35%に引き上げる。

## 2 主な税負担軽減措置 [原則：令和5年4月1日施行]

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設(固定資産税)
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設(固定資産税)
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設(固定資産税、都市計画税)
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長(自動車税環境性能割)

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自動車税(自家用乗用車)

〔現行〕(令和3、4年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕(令和5～7年度) ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	(令和6年1月～)	(令和7年4月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

軽自動車税(自家用乗用車)

〔現行〕(令和3、4年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕(令和5～7年度) ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	(令和6年1月～)	(令和7年4月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置(2030年度燃費基準60%達成～；非課税)を令和5年12月末まで延長。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

## 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について(市民課)

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「デジタル社会形成整備法」)により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(以下「公的個人認証法」)の一部が改正され、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することができるようになるため、コンビニ交付の証明書の申請方法として法律に対応できるよう印鑑条例を改正するもの。

公的個人認証法の改正内容

これまでのマイナンバーカードに記録されている「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」と定義し、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書は「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」と定義する。法改正後の「利用者証明用電子証明書」は「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」と「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」の双方を含む概念となる。

施行日

サービス開始は、当面 Android 端末に限定し、令和5年5月11日施行予定(現時点で当該政令は未公布)  
コンビニ交付サービスは年内対応予定

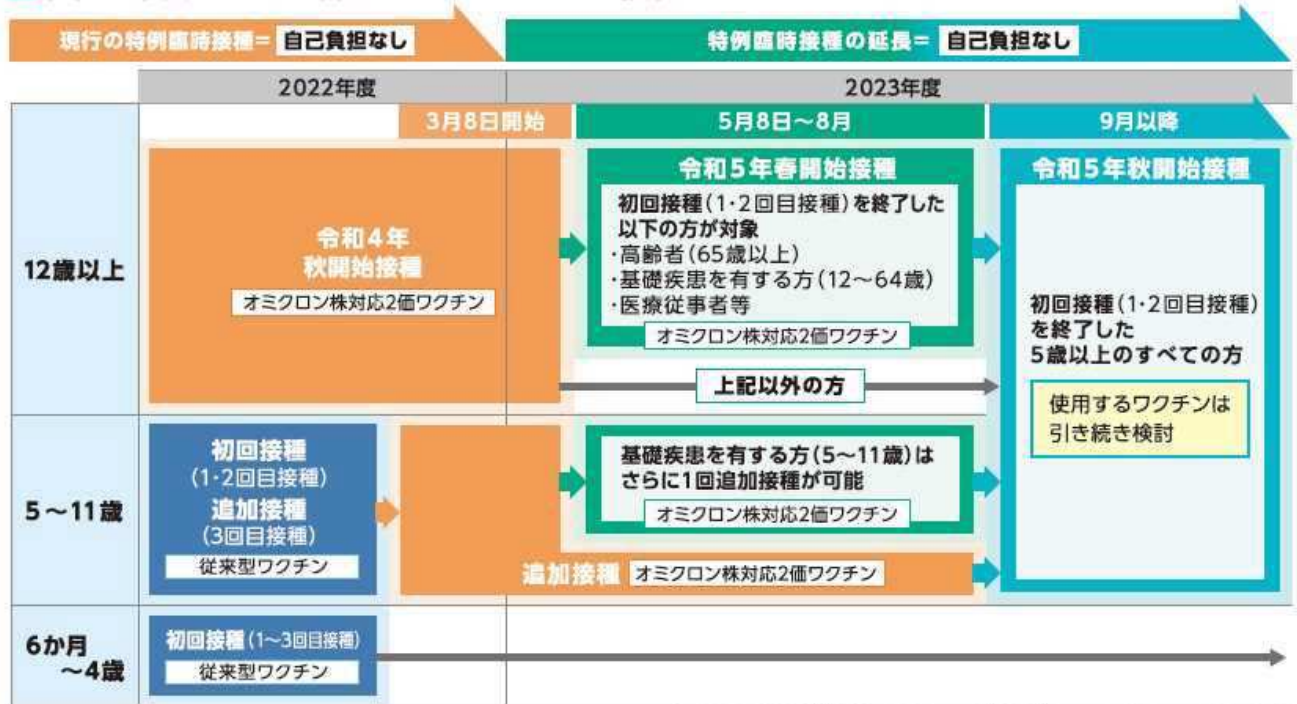
亀岡市印鑑条例の一部改正

○コンビニ交付で、新たに電子証明書を搭載したスマートフォンに対応するように改正  
コンビニ交付を行っている「キオスク端末」では、これまで通りマイナンバーカードを利用して証明書等の申請ができるほか、電子証明書の機能を搭載したスマートフォンでの申請に対応できるよう改正する。  
※市役所窓口では、これまでどおりマイナンバーカードの申請のみ。

## 令和5年度 新型コロナワクチン接種について

健康福祉部 健康増進課

### 令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

- ・全年齢、初回接種(従来株)が済んでいない人は、令和6年3月末まで接種が可能
- ・12歳以上で、2価ワクチンの接種が済んでいない人は5月7日まで接種が可能
- ・小児(5～11歳)で、2価ワクチンの接種が済んでいない人は8月末まで接種が可能

#### 公的関与規定の適用

- ・令和5年春開始接種以降の接種は、65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人以外は、公的関与(接種勧奨と努力義務)が外れる

## 令和5年春開始接種（5月8日～8月末まで）について

### <接種対象者>

初回（1・2回目）接種を終了し、最終接種日から3か月が経過した次の人

- 高齢者（65歳以上）
- 基礎疾患を有する人（12～64歳）
- 重症化リスクが高いと医師が認める者
- 医療従事者、高齢者、障がい者施設の従事者など

上記対象者に該当しない場合は、令和5年度秋接種まで接種できません。

### <使用ワクチン>

当面は、モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチンを使用

### <接種方法>

個別接種（ただし、接種予約状況を勘案し、臨時集団接種も準備）

### <接種費用・接種回数>

無料 期間中に1回 ただし、上記、接種対象者の限定あり

### <接種券の発送> 4月24日から発送開始の予定

65歳以上のオミクロン接種者及び64歳以下の5回目オミクロン接種者（医療従事者等）の接種時期が早い者から順次接種券を発送

## 令和5年秋開始接種（9月以降）について

### <接種対象者>

- ・初回接種を完了し、追加接種が可能な5歳以上の人すべて

### <使用ワクチン>

ひきつづき検討

### <接種方法>

個別接種（ただし、接種予約状況を勘案し、臨時集団接種も準備）

### <接種費用・接種回数>

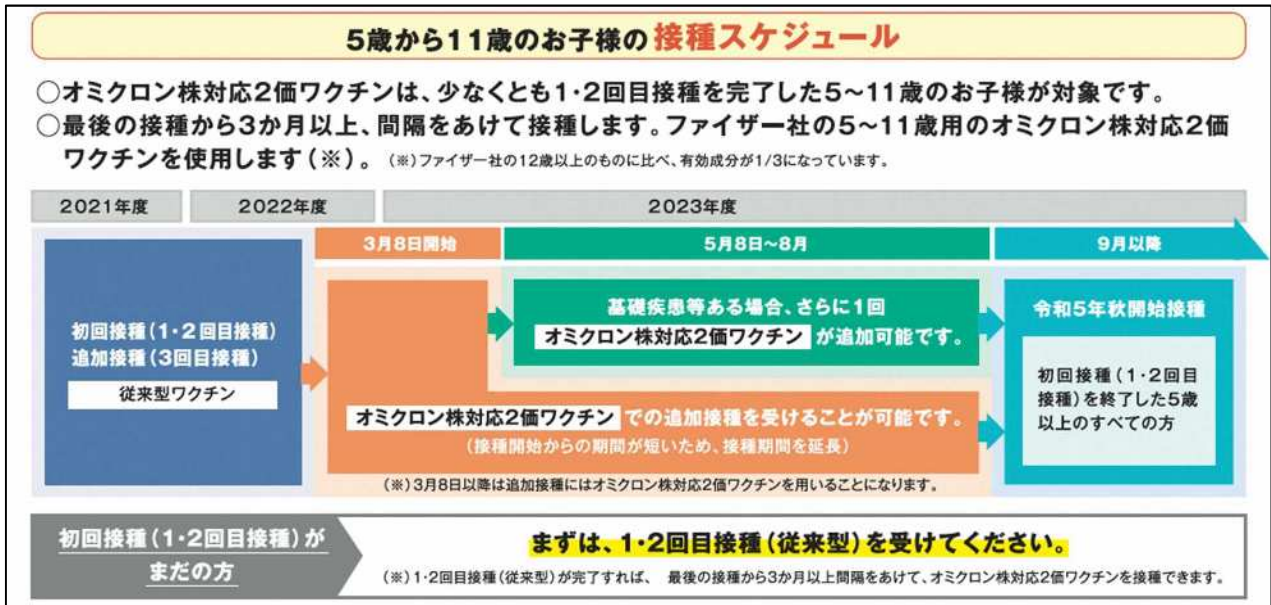
無料 期間中に1回

### <接種券の発送>

新たに発生する対象者へ順次発送予定



## 小児の新型コロナワクチン接種について



※厚生労働省チラシより抜粋

- ・ 特例臨時接種を1年間延長(令和6年3月31日まで)
- ・ 追加接種における前回接種からの接種間隔が5か月から3か月に短縮
- ・ 小児のオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種が開始(令和5年3月8日から)  
(※令和5年3月31日をもって、従来型1価ワクチンでの追加接種は終了)
- ・ 小児(5～11歳)で、オミクロン対応型2価ワクチンの接種が済んでない人は8月末まで接種が可能
- ・ 令和5年5月7日までに、オミクロン対応型2価ワクチン接種を済ませている場合は、令和5年春開始接種対象となるのは、基礎疾患のある者に限る

## 乳幼児の新型コロナワクチン接種について

- ・ 特例臨時接種を1年間延長(令和6年3月31日まで)

# 令和5年度 亀岡市新型コロナウイルスワクチン接種券 発送計画

令和5年3月27日作成

- ・ 65歳以上
- ・ 12～64歳で5回目にオミクロン株対応ワクチンを接種した人

前回接種日	接種券発送日
～ 令和4年10月31日	4月24日（月）
令和4年11月1日 ～ 令和4年11月30日	5月1日（月）
令和4年12月1日 ～ 令和4年12月7日	5月8日（月）
令和4年12月8日 ～ 令和4年12月15日	5月15日（月）
令和4年12月16日 ～ 令和4年12月23日	5月22日（月）
令和4年12月24日 ～ 令和4年12月31日	5月29日（月）
令和5年1月1日 ～ 令和5年1月15日	6月5日（月）
令和5年1月16日 ～ 令和5年1月31日	6月12日（月）
令和5年2月1日 ～ 令和5年3月15日	6月19日（月）
令和5年3月16日 ～ 令和5年3月31日	7月3日（月）
令和5年4月1日 ～ 令和5年4月15日	7月18日（火）
令和5年4月16日 ～ 令和5年5月7日	8月7日（月）

- ・ 12歳以上で初回（1・2回目）接種を令和5年1月以降に完了した人
- 接種券発送日：接種日から3か月後の月末

- ・ 12～64歳で3・4回目にオミクロン株対応ワクチンを接種した人

前回接種日	接種券発送日
～ 令和4年10月31日	6月26日（月）
令和4年11月1日 ～ 令和4年11月15日	7月3日（月）
令和4年11月16日 ～ 令和4年11月30日	7月10日（月）
令和4年12月1日 ～ 令和4年12月15日	7月18日（火）
令和4年12月16日 ～ 令和5年1月15日	7月24日（月）
令和5年1月16日 ～ 令和5年3月31日	7月31日（月）
令和5年4月1日 ～ 令和5年5月7日	8月7日（月）

- ・ 5～11歳で初回（1・2回目）接種を完了し、オミクロン株対応ワクチンを接種していない人

前回接種日	接種券発送日
～ 令和4年12月31日	3月29日（水）
令和5年1月1日 ～ 令和5年1月31日	4月26日（水）
令和5年2月1日 ～ 令和5年2月28日	5月31日（水）
令和5年3月1日 ～ 令和5年3月31日	6月28日（水）

（接種日から3か月後の月末）

新型コロナワクチン接種状況について

新型コロナワクチンの接種状況【亀岡市】

区分		令和5年3月14日現在		令和5年4月12日現在	
		接種者数	接種率 (対象者当たり)	接種者数	接種率 (対象者当たり)
オミクロン株 対応ワクチン接種 接種対象者数 (R4.9.30) 2回目接種：70,763人		36,860人	52.09%	37,443人	52.91%
		(内訳) 3回目：2,335人 4回目：16,011人 5回目：18,514人		(内訳) 3回目：2,422人 4回目：16,193人 5回目：18,828人	
小児接種	1回目	645人	12.16%	804人	15.16%
	2回目	623人	11.74%	779人	14.68%
	3回目 (追加)	268人	5.05%	298人	5.62%
乳幼児接種	1回目	75人	2.53%	78人	2.63%
	2回目	71人	2.39%	74人	2.40%
	3回目	41人	1.38%	48人	1.62%

新型コロナワクチンの接種状況【京都府】

区分		接種者数	接種率 (対象者当たり)	令和5年3月9日現在
				全国順位
オミクロン株 対応ワクチン接種		1,027,615人	51.62%	44位
		(内訳) 3回目：62,312人 4回目：377,538人 5回目：587,765人		
小児接種	1回目	20,713人	14.49%	42位
	2回目	20,179人	14.12%	42位
	3回目 (追加)	7,562人	5.29%	42位
乳幼児接種	1回目	1,798人	2.32%	40位
	2回目	1,621人	2.09%	40位
	3回目	543人	0.70%	42位

第18回新型コロナワクチン接種調整会議資料より抜粋